

✿ 民生委員・児童委員活動の7つのはたらき ✿

①住民の様子や福祉ニーズを知る

【例】委員Aさんは、高齢者Bさんの様子を気にして、定期的に自宅訪問、声掛けなどの見守り活動をしています。

②住民の立場に立ち、相談に乗る

【例】委員Aさんは、子育て中のCさんから「子育てについて、不安ごとがある」との相談を受け、親身になって話を聞きました。

③福祉の制度やサービスの情報を提供する

【例】委員Aさんは、子育て中のCさんに、子育てに関する市の制度やサービスについて知っている情報を伝えました。

④住民と行政・関係機関のつなぎ役になる

【例】委員Aさんは、近所のDさんから「市の福祉制度を利用したいが、どうしたら良いかわからず困っている」との話を聞き、市の窓口につながり対応をするよう依頼しました。

⑤適切なサービスが利用できるよう調整する

【例】委員Aさんは、介護保険制度にない大掃除や布団の洗濯などのサービスについて、利用できるサービスがないか関係機関に相談し、調整を行いました。

⑥生活支援活動を行い、助け合いの体制をつくっていく

【例】近所のDさんについて、家族が不在の時は近所の人と協力して見守りを行い、地域の助け合いにつなげました。

⑦活動の中で感じた問題点や改善策を、必要に応じて関係機関などに提案する

【例】委員Aさんは、訪問活動を通じて、介護をしている家族に対する支援の必要性を感じたため、問題点を取りまとめて市に伝えました。

✿ 民生委員・児童委員の活動紹介 ✿



1 毎月開催される定例会で、関係機関からの連絡や研修の実施、事業の方向性などを検討 2 赤十字講習受講風景。資質向上のため、さまざまな研修を受講 3 保育施設や老人ホーム、障害者支援施設などの施設視察 4 年1回開催される全体研修会で、市内の全委員が集まり、見識と委員間の親睦を深める 5 福祉施設での散策介助ボランティア 6 高齢者世帯を訪問しての見守り活動

地域の身近な相談相手

民生委員・児童委員

「民生委員・児童委員」は、地域の一員として、子どもや高齢者、障がい者などの見守りをしています。また、住民からのさまざまな相談に応じて、関係機関につなぐなど、地域福祉をサポートする大切な役割を担っています。  
問い合わせ 社会福祉課 佐藤 ☎030070

民生委員・児童委員とは、地域の中から選ばれ、厚生労働大臣から委嘱を受けて活動しており、介護や子育ての心配ごとや生活上の困りごとなど福祉に関するさまざまな相談に応じています。  
また、民生委員は、児童委員も兼ねており、虐待や子育てなど、子どもに関する福祉も担当しています。その中には、子どもに関する支援を専門に担当する「主任児童委員」があります。

現在、市内では99人の民生委員・児童委員が活躍しています。  
地域で支え合う  
地域社会のつながりが薄くなっていくといわれる今日、高齢者や障がいのある人などが孤立し、支援を受けられないケースがあります。  
そこで、民生委員・児童委員は、地域の身近な相談相手として、地域を見守り、相談に応じることで、支援を必要とする人と行政・関係機関の「つなぎ役」を担っています。  
民生委員・児童委員も地域の「一員」として活躍をしています。住民同士が、お互いに支え合う地域づくりを目指しましょう。  
相談したいときには  
「相談したいけど、地域の民生委員さんが誰かわからない」という場合は、社会福祉課(☎030070)に問い合わせてください。  
民生委員・児童委員には守秘義務があります。相談内容や個人の秘密が漏れることはありません。安心して相談してください。

✿ 民生委員・児童委員、主任児童委員の活動について ✿

